

オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議設置要綱

1 設置目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）」第9条に基づき、被害者の保護が適切に行われるよう、関係機関が相互に連携しながら協力するため、「オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

2 協議事項等

連絡会議は、次の事項について情報交換並びに協議を行うものとする。

- (1) 配偶者暴力防止法に基づく被害者の保護に関すること
- (2) その他被害者の保護を行う上で必要な事項

3 開催回数

連絡会議の開催回数は、年1回を原則とする。

ただし、日常的な連携については、この限りではない。

4 構成

連絡会議は、別表に定める機関をもって構成する。

5 運営

連絡会議は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長が招集し、主宰する。

6 事務局

連絡会議の事務局は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課に置く。

7 見直し期限

連絡会議は、令和5年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、連絡会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月27日から施行する

この要綱は、平成16年7月7日から施行する。

この要綱は、平成17年7月20日から施行する。

この要綱は、平成18年7月5日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年12月6日から施行する。

この要綱は、平成24年11月27日から施行する。

この要綱は、平成28年11月30日から施行する。

この要綱は、平成29年12月5日から施行する。

この要綱は、令和3年3月9日から施行する。

この要綱は、令和4年12月7日から施行する。

この要綱は、令和6年2月27日から施行する。

(別表)

オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議構成機関

区分	構成機関・団体名	区分	構成機関・団体名		
市	北見市	警察	北海道警察北見方面本部		
	網走市		北海道北見方面北見警察署		
	紋別市		北海道北見方面遠軽警察署		
	美幌町		北海道北見方面網走警察署		
	津別町		北海道北見方面美幌警察署		
	斜里町		北海道北見方面斜里警察署		
	清里町		北海道北見方面紋別警察署		
	小清水町		北海道北見方面興部警察署		
	町		訓子府町	医師会	一般社団法人北見医師会
			置戸町		紋別医師会
		佐呂間町	遠軽医師会		
		遠軽町	一般社団法人美幌医師会		
		湧別町	一般社団法人網走医師会		
		滝上町	一般社団法人北見歯科医師会		
	村	興部町	看護協会	北海道看護協会北網支部	
		西興部村		北海道看護協会遠紋支部	
		雄武町	法務局	釧路地方法務局北見支局	
		大空町		旭川地方法務局紋別支局	
	社会福祉協議会	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 網走地区事務所	人権擁護委員	北見人権擁護委員協議会	
紋別人権擁護委員協議会					
民生委員	北海道民生委員児童委員連盟 オホーツク支部	検察庁	釧路地方検察庁網走支部		
			釧路地方検察庁北見支部		
		地方裁判所	釧路地方裁判所北見支部		
			釧路地方裁判所網走支部		
シェルター	一般社団法人ウイメンズ・きたみ	家庭裁判所	釧路家庭裁判所北見支部		
			釧路家庭裁判所網走支部		
		法テラス	日本司法支援センター旭川地方事務所		
			日本司法支援センター釧路地方事務所		
教育	オホーツク管内校長会	弁護士会	釧路弁護士会		
			職業安定所	北見公共職業安定所	
				紋別公共職業安定所	
福祉施設	子ども家庭支援センター・オホーツク	オホーツク 総合振興局	保健環境部保健行政室企画総務課		
			保健環境部北見地域保健室企画総務課		
			保健環境部紋別地域保健室企画総務課		
		児童支援団体	CAPオホーツク	児童相談所	北海道北見児童相談所地域支援課
					NPO法人
		事務局	北海道オホーツク総合振興局 保健環境部社会福祉課		